

一般社団法人 小国町シルバー人材センター会員就業規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人小国町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(努力義務)

第2条 会員は、お互いの経験や能力及び人格を尊重し、協力し合って会員自身の創意を發揮しながら働く機会を広げ、健康と福祉の増進を図るとともに、センターの発展と地域社会づくりに寄与するものとする。

(就業)

第3条 センターは、定款の目的に基づき、会員の自発的意欲と希望によってその能力を発揮できるように、就業の機会を提供し共助・協働を実行する。

- 2 センターは、会員の就業に関する取り扱いは、平等であることを原則とする。
- 3 センターは、業務の発生の都度、会員との合意のうえ、就業時間や業務の内容を割り当てるものとする。

(就業時間)

第4条 会員の就業時間は、会員の健康維持を考慮しながら1日6時間程度とする。ただし業務の性質や季節等の事情により就業時間を別に定める場合には、労働基準法を遵守して定めるものとする。

(配分金)

第5条 会員の就業に伴う配分金については、就業実績に応じて個別に明示し、原則として毎月末締め切り、翌月25日に支払いとする。

(就業上の留意点)

第6条 会員は、就業に当たり次の点に留意するものとする。

- (1) センターから提供された業務について、誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむ得ない事情で約束の業務に就業できない場合は、事前にセンターに届け出ること。
- (3) 業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(共同作業の留意点)

第7条 会員が共同で就業する場合、次の点に留意するものとする。

- (1) 就業会員の中からリーダーを選任し、リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態の把握や会員相互の連携及び発注者との打ち合わせなど、センターと協力して作業をすすめるものとする。
- (2) 就業会員は、業務の遂行について相互に協力すること。